

### 住民税非課税世帯等 家計急変世帯に対する臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響で令和3年1月以降の収入が減少し、世帯全員が「住民税非課税相当」の収入となった世帯(家計急変世帯)が対象です。受給するためには手続きが必要です。申請書をご希望の方は同コールセンターに請求してください。  
給付額 1世帯当たり10万円  
申請書などの必要書類を郵送

提出書類を受領後、審査の上、支給決定通知書で支給日をお知らせします。詳細は市(住民税非課税世帯)をご覧ください。  
同給付金コールセンター ☎0120-959-087 (午前9時～午後5時15分/土・日曜、祝日除く)



住民税非課税世帯向けの給付を受けた方を含む世帯は、本給付を受けることはできません。

遺児奨学金  
各学年40人の範囲内で支給を決定します。  
育英奨学金  
4月から高校・高専などに入学が決定、または現在在学中で4月以降も在学予定の生徒で、本人や保護者が市税を滞納していない方  
支給額 月額5千円



日	当番店	電話番号
5日(土)	株槽谷設備工業所	2923-8888
6日(日)	城島設備工業(株)	2948-8737
12日(土)	株小松屋管器	2922-3836
13日(日)	株マコト設備工業	2922-5578
19日(土)	株平塚設備工業	2923-5778
20日(日)	株貴井産業	2993-0110
21日(祝)	株ドルクス	2001-1807
26日(土)	株楽々	2923-4900
27日(日)	株平塚設備工業	2923-5778

### 3月の休日漏水修繕当番店

新型コロナウイルスの感染拡大の状況により内容変更の場があります。市や各問い合せ先で最新情報をご確認ください。  
(掲載情報は2月18日時点のものです)。  
QRコード

## お知らせ

24時間(当日午前8時30分～翌日午前8時30分)受け付けています。当番店に直接ご連絡ください。  
所沢市管工事業協同組合 ☎2922-6185 FAX 2922-9614

### 令和4年度版 ①ごみカレンダー ②健康ガイドとろざわを配布

各世帯に配布します。配布期限までに届かない場合はお問い合わせください。

①家庭の資源とごみの分け方・出し方(ごみカレンダー) 配布期限 3月18日(金)

②資源循環推進課 ☎2998-9146



②健康ガイドとろざわ 配布期限 3月31日(木)  
乳幼児健診、健康教室、予防接種がん検診(申し込みはがき付き)など

どの情報を掲載しています。保健医療課 ☎2998-9385



### 子育て世帯等臨時特別給付金

次のいずれかに該当する方は申請が必要です。1月中旬に郵送した申請書を提出してください。

公務員で、令和3年9月分の児童手当受給者  
公務員で、3年10月～4年3月31日に生まれた児童の児童手当受給者  
高校生(16歳～18歳)に該当する者の養育者  
支給額 児童1人当たり10万円  
申請 3月31日(必着) までに市役所2階子ども支援課に提出/ ☎2998-9124



### 育英・遺児奨学金制度

経済的理由で就学困難な市内在住の素行良好・成績優秀な高校生などに、奨学金を支給します。新型コロナウイルス感染症の影響で、令和3年中の所得が減った方も対象になる場合があります(基準あり)。

### 市内小・中学校に通学する児童生徒の就学費用を援助

経済的理由でお困りの世帯(所得の目安は4人家族で前年所得の合計が316万円未満)  
給食費  
学用品費  
新入学用品費(入学前に支給を受けていない)4.5月認定の新小・中(学1年生)  
林間学校費  
修学旅行費  
体育実技用具費  
医療費  
留意事項 申請は毎年度必要  
年度途中の申請は毎月15日が当月分の締め切り  
1月2日以降の転入者は、家族全員の令和3年中の所得証明が必要  
申請 4月分からの援助は、4月15日(金)までに申請書と振込先口座(申請者名義)が分かるもの(写し可)を持ち、小・中学校が市役所6階教育総務課に直接または ☎359-801 同課に郵送/ ☎2998-9232



小・中学校への郵送は不可です。詳細は市(就学援助)や学校で配布する申請書をご覧ください。  
市役所1階障害福祉課に直接/ ☎2998-9116 FAX 2998-1147

### 重度心身障害者 タクシー券・ガソリン費補助の申請をお忘れなく

タクシー券  
令和3年度分の県外利用分補助の申請期限は4月28日(木)です。3年度にタクシー券の交付を受けている方には、3月下旬頃に4年度のタクシー券を郵送します。

ガソリン費補助  
令和3年度分の請求書提出期限は3月31日(木)です。



### タクシー券とガソリン費補助の切り替え

切り替え	持ち物
タクシー券 ↓ ガソリン費補助	▶ 障害者手帳 ▶ 運転者の運転免許証(写し可) ▶ 車検証(写し可) ▶ 障害者本人名義の金融機関の本支店名・口座番号 ▶ タクシー補助認定証 ▶ 未使用の令和4年度タクシー券 ◎タクシー券を1枚でも使用した場合は、ガソリン費補助に切り替えできません。
ガソリン費補助 ↓ タクシー券	▶ 障害者手帳 ▶ ガソリン費補助資格認定証

市役所1階障害福祉課に直接/ ☎2998-9116 FAX 2998-1147  
施設に入所した方、3カ月以上入院している方は、補助対象外です。喪失届を提出してください。

### 軽自動車・バイクの申告は4月1日(金)まで

軽自動車税(種別割)は、4月1日現在登録されている方に、その年度分が全額課税されます。年度途中で廃車にしても月割の返還などはありません。  
次に該当する方は、4月1日(金)までに申告してください。

▶ 廃棄処分した ▶ 盗難にあった(警察への届け出とは別に廃車の申告が必要) ▶ 譲渡した ▶ 登録名義人が亡くなった ▶ 市外へ転出した  
◎第三者に手続きを依頼した場合は、手続きが完了していることを確認してください。

車種	取り扱い窓口	手続きに必要なもの
原動機付自転車(125cc以下)	市役所2階 市民税課 ☎2998-9064	▶ 所沢市のナンバープレート ▶ 標識交付証明書 ▶ 譲渡証明書(名義変更の場合)
小型特殊自動車		
軽二輪(125cc超～250cc以下)	埼玉運輸支局 所沢自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2029	取り扱い窓口にお問い合わせください
二輪の小型自動車(250cc超)	軽自動車検査協会 埼玉事務所所沢支所 ☎050-3816-3111	
軽四輪など		